

ICOCAポイントサービス規約

(目的)

第1条 この規約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するICカード乗車券（以下「ICOCA乗車券」といいます。）の利用者に対して提供するICOCAポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容及び適用条件等を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、この規約の定めるところによります。
2 この規約に定めのない事項については、法令及び「ICカード乗車券取扱約款（平成15年10月西日本旅客鉄道株式会社公告第19号）。以下「IC約款」といいます。」「ICOCA電子マネー取扱約款（平成17年9月西日本旅客鉄道株式会社公告第17号）。以下「電子マネー約款」といいます。」「スマートICOCA会員規約」「J-WESTネット会員規約」等の定めるところによります。

(用語の定義)

第3条 この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「ICOCAポイント」とは、この規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (2) 「ICOCAポイント加盟店」とは、電子マネー約款に定める加盟店のうち、当社と本サービスの提供に関する契約を締結し、ICOCA電子マネーの利用により利用者に本サービスを提供するものをいいます。
- (3) 「ポイントチャージ」とは、ICOCAポイントをICOCA乗車券にチャージすることをいいます。
- (4) 「利用月」とは月初日から月末日の1ヶ月間をいいます。
- (5) 「指定時間帯」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日、法律で定められた休日及び年未年始（12月30日から1月3日）の終日と平日の10時00分から17時00分までの時間帯をいいます。
- (6) 「指定時間帯での利用」とは、指定時間帯に自動改札機（車両に搭載された自動改札機を含みます。以下同じ。）による改札を受けて入場又は出場することをいいます。
- (7) 「SF」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

(利用登録)

第4条 利用者は、本規約に同意のうえ、当社指定のICOCA乗車券用の自動券売機によりICOCA乗車券に対して利用登録を行うことで、利用登録の翌日から本サービスの提供を受けることができます。

- 2 スマート I C O C A は、カードの発行に伴い自動で利用登録が行われます。
- 3 J - W E S T ネット会員は、J - W E S T ネット会員規約に定める I D 及びパスワードを使用して、「J R おでかけネット」から I C O C A 乗車券に対して利用登録を行うことができます。
- 4 前三項の定めにかかわらず、当社が別に定める方法により、I C O C A 乗車券に対して利用登録を行うことができます。

(利用登録の無効・解除)

- 第5条** 利用登録後、当該 I C O C A 乗車券に対して、最後にチャージもしくはポイントチャージを行った日の翌日から起算して 25 ヶ月間チャージもしくはポイントチャージが行われなかった場合は、利用登録が無効となり、ポイントチャージを除く本規約に定めるサービスを受けることができません。
- 2 前項の定めにかかわらず、スマート I C O C A の利用登録は無効になりません。
 - 3 第1項により利用登録が無効になった場合であっても、前条第1項又は第3項の取扱いにより、再度、利用登録を行うことができます。この場合、利用登録が無効となった時点で付与されていた I C O C A ポイントの残高と同一の I C O C A ポイントが付与されます。
 - 4 I C O C A 乗車券を払いもどした場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。
 - 5 小児用 I C O C A の有効期間が過ぎた場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。
 - 6 I C 約款第 21 条及び第 33 条の定めにより I C O C A 乗車券を無効として回収した場合、又はスマート I C O C A 会員規約の定めによりスマート I C O C A の無効登録を行った場合は、利用登録が解除され、本規約に定める一切のサービスを受けることができません。

(I C O C A ポイントの付与)

- 第6条** I C 約款第 7 条第 1 項に定める利用エリアにおける I C 約款第 19 条又は第 30 条に定める I C O C A 乗車券の S F の利用月（1日は当日午前 3 時 00 分から翌日午前 2 時 59 分までの間とします。）の使用に対し、第 7 条及び第 8 条に定める算定方法に基づいて I C O C A ポイントを付与します。
- 2 I C O C A ポイント加盟店における I C O C A 電子マネーの利用月（1日は当日午前 0 時 00 分から当日 23 時 59 分までの間とします。）の利用に対し、I C O C A ポイント加盟店の定める基準に基づいて I C O C A ポイントを付与します。
 - 3 前二項のほか、当社又は I C O C A ポイント加盟店が実施するキャンペーン等により一定の条件を満たした場合に I C O C A ポイントを付与します。この場合、I C O C A ポイントの付与日は当社の定めるところによります。
 - 4 第 1 項及び第 2 項により付与される I C O C A ポイントは、利用月の翌月 6 日に一括して付与されます。
 - 5 前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、I C O C A ポイントの付与日は変

更となる場合があります。

- 6 前五項の定めにかかわらず、IC約款及び電子マネー約款の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の障害の発生により、やむを得ずICOCA乗車券を利用できない場合には、ICOCAポイントは付与されません。

(利用回数ポイント)

- 第7条** 利用月における同一普通旅客運賃区間（小児用ICOCAの場合は、小児の普通旅客運賃とします。）の利用回数に応じて、1回の利用ごとに当該区間の普通旅客運賃に別表1に定めるポイント付与率を乗じて算出された数を利用回数ポイントとします。
- 2 当社が別に定める乗継割引が適用される場合は、一部の除いて乗継割引適用前の運賃を前項に定める普通旅客運賃とします。
 - 3 ICOCA定期券のSFを使用して、券面表示の有効期間内に券面表示区間外を乗車する場合は、当社のシステム上の都合により、実際にSFを使用した区間とは異なる区間の利用となる場合があります。
 - 4 前項の定めにより、利用回数ポイントが付与されない場合であっても、当社はその責めを負いません。

(時間帯指定ポイント)

- 第8条** 利用月における同一の時間帯指定ポイント適用区間の指定時間帯での利用回数に応じて、1回の利用ごとに当該区間の普通旅客運賃に別表2に定めるポイント付与率を乗じて算出された数を時間帯指定ポイントとします。
- 2 時間帯指定ポイント適用区間及び当該区間におけるポイント付与率は、別表3に定めるとおりとします。
 - 3 別表3の左欄の区間が2以上の場合は、各々の区間の利用回数を合算したものを、第1項で定める利用回数とします。
 - 4 別表3で定める時間帯指定ポイント適用区間の一方の駅から入場し、他方の駅で出場した利用（ICOCA定期券によるIC約款第30条第1項に定める利用の場合は、同項で定める別途乗車区間が別表3で定める時間帯指定ポイント適用区間と同一である場合の当該別途乗車区間の利用）に限り、時間帯指定ポイントの付与対象となります。
 - 5 第6条第1項の定めにかかわらず、小児用ICOCAでの利用については、時間帯指定ポイントの付与対象となりません。
 - 6 ICOCA定期券のSFを使用して、券面表示の有効期間内に券面表示区間外を乗車する場合は、当社のシステム上の都合により、実際にSFを使用した区間とは異なる区間の利用となる場合があります。
 - 7 前項の定めにより、時間帯指定ポイントが付与されない場合であっても、当社はその責めを負いません。

(時間帯指定ポイントの優先)

第9条 利用回数ポイント及び時間帯指定ポイント両方の付与対象となる利用については、時間帯指定ポイント適用区間の利用として、前条第1項に基づいて時間帯指定ポイントを付与します。ただし、当該利用月の当該時間帯指定ポイント適用区間に対する時間帯指定ポイントが付与されない場合は、第7条第1項に基づいて利用回数ポイントを付与します。

(ICOCAポイントの効力)

第10条 ICOCA乗車券を払いもどした場合は、当該カードのICOCAポイントは全て無効となります。

(ICOCAポイントの確認)

第11条 利用者は、当社指定のICOCA乗車券用の自動券売機により、前月から過去6ヶ月の間に付与されたICOCAポイント及び第6条第1項に定めるICOCAポイントの付与対象となった利用履歴を月単位で表示又は印字し、確認することができます。

2 スマートICOCAは、J-WESTネット会員規約に定めるID及びパスワードを使用して、「JRおでかけネット」から前月から過去6ヶ月の間に付与されたICOCAポイント及び第6条第1項に定めるICOCAポイントの付与対象となった利用履歴を月単位で確認することができます。

(ICOCAポイントのチャージ)

第12条 利用者は、第6条の定めにより付与されたICOCAポイントを当社のICOCA乗車券用の自動券売機、自動精算機又は入金機でポイントチャージすることができます。

2 ICOCAポイントは、1ポイント1円として換算します。

3 ポイントチャージする場合は、一部の機器を除き、付与されているICOCAポイントの残高が10ポイント単位で全てチャージされます。

4 前項の定めにかかわらず、1枚あたりのSFの残額が20,000円を超えるポイントチャージはできません。

5 ICOCAポイントは、現金と交換することはできません。

6 ICOCAポイントは、別のICOCA乗車券にチャージすることはできません。

7 一度ポイントチャージしたICOCAポイントは、再びICOCAポイントに戻すことはできません。

8 ポイントチャージ後のSFの取扱いについては、IC約款に従うものとします。

(ICOCAポイントの残高及び利用情報の引継)

第13条 ICOCA乗車券の紛失、盗難、障害等による再発行の場合は、当該ICOCA乗車券の利用登録、ICOCAポイントの残高及びICOCAポイントの付与履歴を新たなICOCA乗車券へ引き継ぎます。

2 前項の定めにかかわらず、当社のシステム上の都合や係員の取扱い誤りによりカードを交

換する必要があると当社が判断した場合は、交換前の I C O C A 乗車券の利用登録及び I C O C A ポイントの残高を新たな I C O C A 乗車券へ引き継ぐことがあります。

(I C O C A ポイントの訂正)

第 14 条 当社は次の場合に、利用者が保有する I C O C A ポイントを訂正することができるものとします。

- (1) 当社が誤って I C O C A ポイントを付与した場合
- (2) その他、当社が I C O C A ポイントを訂正することが適切であると判断した場合

(I C O C A ポイントの不正入手)

第 15 条 本規約に定める以外の方法で不正に I C O C A ポイントを入手した場合は、 I C 約款第 21 条及び第 33 条の定めにより、当該 I C O C A 乗車券を無効として回収します。この場合、保有する I C O C A ポイントは無効となります。

(I C O C A ポイントサービスの制限又は停止)

第 16 条 当社及び I C O C A ポイント加盟店は、 I C 約款及び電子マネー約款の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社及び I C O C A ポイント加盟店はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(免責事項)

第 17 条 I C O C A 乗車券の紛失・盗難等により、第三者が I C O C A ポイントを不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、当社及び I C O C A ポイント加盟店はその責めを負いません。

2 その他、当社及び I C O C A ポイント加盟店の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社及び I C O C A ポイント加盟店はその責めを負いません。

(規約の変更)

第 18 条 当社は、民法 548 条の 4 の規定に基づき、以下の場合は、本規約を変更することができるものとします。

- (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規約を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規約の効力発生時期を周知するものとします。また、当社はポイントの付与条件や利用条件に関する内容の変更を行う場合には、変更の最低 1 ヶ月前に事前周

2021年10月1日改正

知を行うものとします。

附則 この改正は、2021年10月1日から施行します。

別表1 利用回数ポイント（第7条）

同一普通旅客運賃区間の利用回数	ポイント付与率
1回目から10回目まで	ポイント付与なし
11回目以降	当該区間の普通旅客運賃の15%

別表2 時間帯指定ポイント（第8条）

時間帯指定ポイント適用区間の利用回数	ポイント付与率
1回目から3回目まで	ポイント付与なし
4回目以降	別表3に定める時間帯指定ポイント適用区間ごとのポイント付与率

別表3 時間帯指定ポイント適用区間及びポイント付与率（第8条）

時間帯指定ポイント適用区間	ポイント付与率
京都・西大路間	当該区間の普通旅客運賃の30%
京都・(東)桂川間	当該区間の普通旅客運賃の30%
京都・向日町間	当該区間の普通旅客運賃の30%
京都・長岡京間 京都・(東)山崎間	当該区間の普通旅客運賃の30%
京都・島本間	当該区間の普通旅客運賃の50%
京都・高槻間 京都・摂津富田間	当該区間の普通旅客運賃の50%
京都・JR総持寺間 京都・茨木間	当該区間の普通旅客運賃の50%
京都・千里丘間 京都・岸辺間	当該区間の普通旅客運賃の50%
京都・吹田間 京都・東淀川間 京都・新大阪間 京都・大阪間 西大路・大阪間 (東)桂川・大阪間 向日町・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の50%
長岡京・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の50%
(東)山崎・大阪間 島本・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の50%

時間帯指定ポイント適用区間	ポイント付与率
高槻・大阪間 摂津富田・大阪間 JR総持寺・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の30%
茨木・大阪間 千里丘・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の30%
岸辺・大阪間 吹田・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の30%
東淀川・大阪間 新大阪・大阪間	当該区間の普通旅客運賃の30%
大阪・塚本間	当該区間の普通旅客運賃の30%
大阪・尼崎間 北新地・尼崎間	当該区間の普通旅客運賃の30%
大阪・立花間 北新地・立花間 大阪・甲子園口間 北新地・甲子園口間	当該区間の普通旅客運賃の30%
大阪・西宮間 北新地・西宮間 大阪・さくら夙川間 北新地・さくら夙川間 大阪・芦屋間 北新地・芦屋間	当該区間の普通旅客運賃の50%
大阪・甲南山手間 北新地・甲南山手間 大阪・摂津本山間 北新地・摂津本山間 大阪・(東)住吉間 北新地・(東)住吉間	当該区間の普通旅客運賃の50%

時間帯指定ポイント適用区間	ポイント付与率
大阪・六甲道間 北新地・六甲道間 大阪・摩耶間 北新地・摩耶間 大阪・灘間 北新地・灘間 大阪・三ノ宮間 北新地・三ノ宮間 大阪・元町間 北新地・元町間 塚本・三ノ宮間 塚本・元町間	当該区間の普通旅客運賃の50%
尼崎・三ノ宮間 尼崎・元町間 立花・元町間	当該区間の普通旅客運賃の50%
立花・三ノ宮間 甲子園口・三ノ宮間 甲子園口・元町間 西宮・三ノ宮間 西宮・元町間	当該区間の普通旅客運賃の50%
さくら夙川・三ノ宮間 さくら夙川・元町間 芦屋・三ノ宮間 芦屋・元町間 甲南山手・元町間	当該区間の普通旅客運賃の30%
甲南山手・三ノ宮間 摂津本山・三ノ宮間 摂津本山・元町間 (東)住吉・三ノ宮間 (東)住吉・元町間	当該区間の普通旅客運賃の30%
六甲道・三ノ宮間 六甲道・元町間 摩耶・三ノ宮間 摩耶・元町間 灘・元町間	当該区間の普通旅客運賃の30%
灘・三ノ宮間	当該区間の普通旅客運賃の30%

時間帯指定ポイント適用区間	ポイント付与率
大阪・塚口間 北新地・塚口間 大阪・猪名寺間 北新地・猪名寺間 大阪・伊丹間 北新地・伊丹間	当該区間の普通旅客運賃の30%
大阪・北伊丹間 北新地・北伊丹間 大阪・川西池田間 北新地・川西池田間	当該区間の普通旅客運賃の50%
大阪・中山寺間 北新地・中山寺間 大阪・宝塚間 北新地・宝塚間 塚本・宝塚間	当該区間の普通旅客運賃の50%
尼崎・宝塚間 塚口・宝塚間	当該区間の普通旅客運賃の50%
猪名寺・宝塚間 伊丹・宝塚間	当該区間の普通旅客運賃の30%
北伊丹・宝塚間 川西池田・宝塚間	当該区間の普通旅客運賃の30%
中山寺・宝塚間	当該区間の普通旅客運賃の30%

※表中の(東)は、東海道線の駅であることを示します。